

## 産業廃棄物を

# 拔粹事業者向

適正に

# 処理しましよう



ごみ減量推進  
シンボルマーク

## パンフレットの内容

第1	廃棄物の種類等	
1	廃棄物とは.....	1
2	廃棄物の分類.....	1
3	産業廃棄物の種類.....	2
4	特別管理産業廃棄物の種類.....	3
第2	事業者の責務等	
1	法律の定める事業者の責務.....	4
2	条例の定める事業者の責務.....	6
3	事業者が備え付けるべき帳簿.....	8
4	産業廃棄物の処理基準等.....	9
5	産業廃棄物の委託基準等.....	15
6	委託契約の手順.....	16
7	産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度.....	16
第3	処理業の許可等	
1	処理業の許可.....	20
2	処理業者の責務.....	22
3	処理業者が備え付けるべき帳簿.....	23
第4	産業廃棄物処理施設の設置等	
1	許可の必要な施設.....	24
2	設置又は変更手続 .....	24
3	承継手続 .....	26
4	施設の維持管理.....	27
第5	行政処分等	
1	報告の徴収.....	28
2	立入検査.....	28
3	改善命令.....	28
4	措置命令.....	28
5	許可の取消し及び事業の停止.....	29
第6	その他の制度等	
1	廃棄物が地下にある土地の区域指定	30
2	再生資源活用審査制度.....	30
3	愛知県産業廃棄物税制度.....	30
第7	近年の動き	
1	法律の改正.....	31
2	条例の改正.....	32
3	産業廃棄物の不適正処理防止に向けた 愛知県の取組.....	33
	お知らせ.....	34

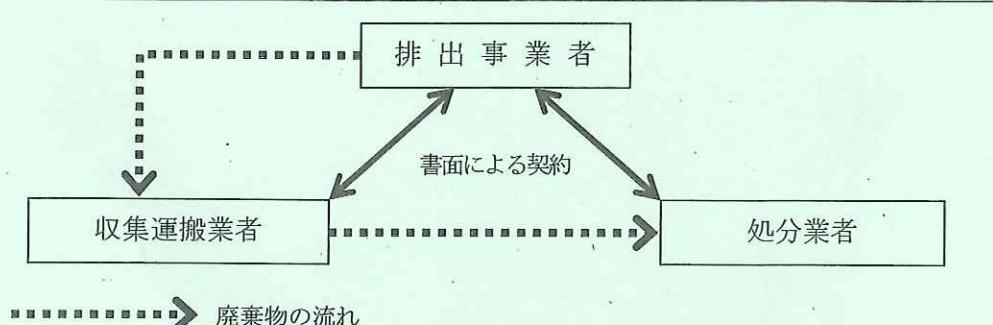
平成31年4月



## 5 産業廃棄物の委託基準等

産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物の処理を委託する場合、委託基準を遵守するとともに適正な処理費用の負担や処理状況の確認等、処理が適正に行われるよう努めなければなりません。事業者が委託後の廃棄物処理が適正になされるための努力を怠り、不適正な処理が行われた場合、排出者として責任を問われることになります。

### (1) 産業廃棄物の流れと委託基準



#### 「収集運搬に係る委託基準」

- 他人の産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれているものに委託すること。
- 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。
  - 産業廃棄物の種類及び数量
  - 運搬の最終目的地の所在地
  - 委託契約の有効期間
  - 委託者が受託者に支払う料金
  - 許可業者にあっては事業の範囲
  - 積替え又は保管の場所に関する事項
  - 積替え又は保管場所における他の産業廃棄物との混合の許否等に関する事項
  - 適正な処理のために必要な事項に関する情報
  - 委託契約の有効期間中に(8)の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
  - 委託契約終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
  - 委託契約を解除した場合の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項
- 許可証の写し等、受託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれていることを証する書面を添付すること。
- 委託契約書及び書面をその契約の終了の日から5年間保存すること。

#### 「処分に係る委託基準」

- 他人の産業廃棄物の処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の処分がその事業の範囲に含まれているものに委託すること。
- 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。
  - 産業廃棄物の種類及び数量
  - 処分の場所の所在地、処分方法及び処分に係る施設の処理能力
  - 委託契約の有効期間
  - 委託者が受託者に支払う料金
  - 許可業者にあっては事業の範囲
  - 適正な処理のために必要な事項に関する情報
  - 委託契約の有効期間中に(6)の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
  - 委託契約終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
  - 委託契約を解除した場合の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項
  - 中間処分を委託する場合、最終処分場の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
  - 許可を受けて輸入された廃棄物を取扱う場合には、その旨
- 許可証の写し等、受託しようとする産業廃棄物の処分がその事業の範囲に含まれていることを証する書面を添付すること。
- 委託契約書及び書面をその契約の終了の日から5年間保存すること。

## (2) 特別管理産業廃棄物の委託基準 罰

前項の産業廃棄物の委託基準のほか、委託しようとする相手方にあらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱上の注意事項を文書で通知しなければなりません。

なお、処理委託の流れについては、産業廃棄物の処理委託の流れと同様です。

## 6 委託契約の手順

次の内容を確認した後、委託契約を締結することとなります。

- ① 廃棄物の性状が明らかでない場合、必要に応じて溶出検査を行い性状を明らかにする。
- ② 排出した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の性状と処理業者の処理方法を照らし合わせ、適切な処理業者を選ぶ。
- ③ 委託しようとする処理業者から許可証の写しを受け取り、次の事項を確認する。
  - ア 業の区分（産業廃棄物か特別管理産業廃棄物か、収集運搬業者か処分業者か。）
  - イ 収集運搬業者の許可を受けている区域は適切か。
  - ウ 取り扱う品目について産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可を有しているか。
  - エ 処分の委託の場合、処理施設の種類及び処理の能力は十分か。
  - オ 許可に条件が付けられていないか。
  - カ 許可期限を過ぎていないか。

この許可証の確認と併せて、法律及び条例に基づき、委託する産業廃棄物を処理する能力を委託先の処理業者が備えていること等を実地に確認する。

- ④ 委託基準に定められている条項を記載した委託契約書を作成する。この場合、収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、それぞれと個別に契約書を取り交わす。
- ⑤ 処分が中間処理の場合は、中間処理後の廃棄物をどのように最終処分するか確認する。

## 7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

### (1) マニフェスト制度 罰

産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、荷姿、運搬受託者名、処分受託者名などを記載した「管理票（マニフェスト）」を交付しなければなりません。

このマニフェスト制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理の状況を自ら把握し、及び管理するもので、これにより、廃棄物が処理されたことを最後までチェックすることができ、不適正処理や不法投棄を未然に防止することが可能となります。

排出事業者は、廃棄物の運搬や処分が終わり次第、収集運搬業者や処分業者からマニフェストの写しを受け取り、処理状況の確認をし、適正処理が行われたことを確認する必要があります。

また、中間処理を委託した場合には、このマニフェストにより最終処分の終了までの確認の義務があります。

### (2) 産業廃棄物管理票交付状況の知事への報告

排出事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間において交付したマニフェストの交付等の状況に関し、知事（政令市長）に報告する義務があります。愛知県では取りまとめを外部へ委託しておりますので、愛知県内（政令市を除く。）に所在する事業場の場合は、原則として下記のウェブページに記載された委託業者あて、報告書を1部郵送してください。なお、問い合わせ用コールセンター（フリーダイヤル）を設置しておりますので、下記のウェブページを参照してください。

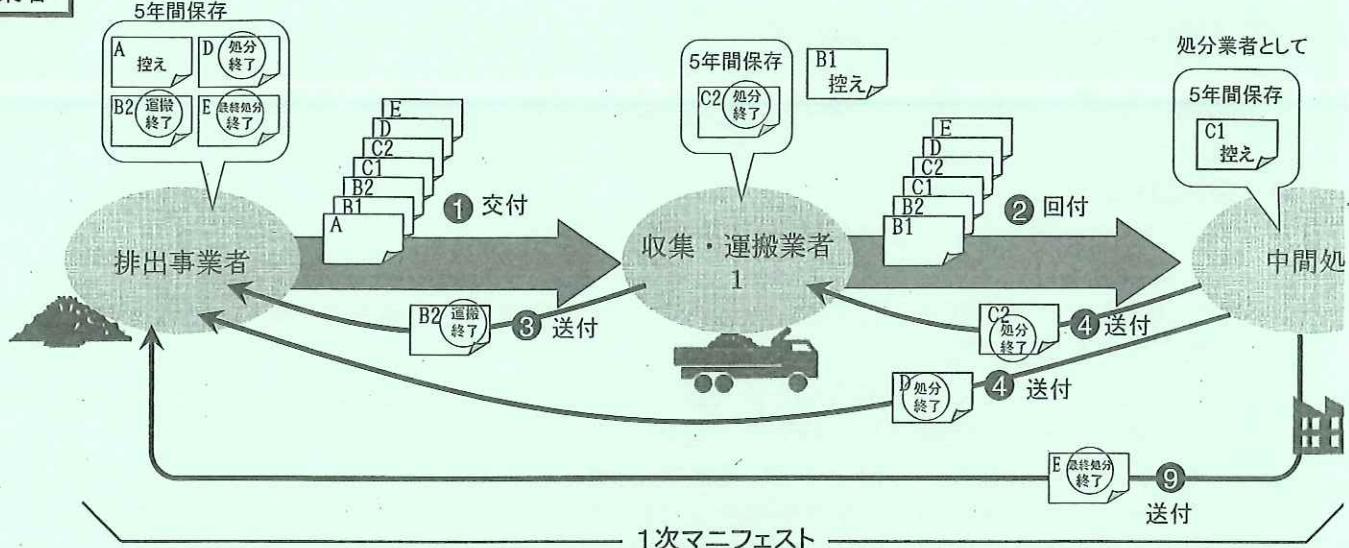
◇ウェブページ

[https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/jigyo/todokede/shinsei/data\\_shidou/manife/index.html](https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/jigyo/todokede/shinsei/data_shidou/manife/index.html)

### (3) マニフェストの運用上の注意事項及び記載例

マニフェストの交付は排出者自ら行わなければなりません。交付は廃棄物の引渡し時に行い、種類ごとに行わなければなりません。また、同時の引渡しであっても運搬先が異なる場合は個々に交付しなければなりません。交付したマニフェストの記載事項が欠けていた場合、勧告対象となる等不交付と同等にみなされます。マニフェストの流れ、保存義務及び記載例は次のとおりです。

## 事業者



### ア 1次マニフェストの流れ

#### ① 交付 (廃棄物引渡時)

排出事業者は、7枚複写の伝票（A、B1、B2、C1、C2、D、E票）に必要事項を記入し、廃棄物とともに、7枚全部を収集・運搬業者1に渡す。

収集・運搬業者1は、廃棄物を受領した際、伝票の「運搬の受託」欄に受託者の氏名又は名称、運搬担当者の氏名を記入・押印し、A票を排出事業者に返す。

#### ② 回付 (運搬終了時)

収集・運搬業者1は廃棄物の運搬を終了したときは、B1、B2、C1、C2、D、E票の運搬終了日欄に運搬終了日を記入し、中間処理業者に廃棄物とともに渡す。中間処理業者は、B1、B2、C1、C2、D、E票の「処分の受託」欄に受託者の氏名又は名称、処分担当者の氏名を記入・押印し、B1、B2票を収集・運搬業者1に返す。

#### ③ 送付 (運搬終了報告)

収集・運搬業者1は、B1票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者に送付する。

#### ④ 送付 (処分終了報告)

中間処理業者は、廃棄物の処分を終了したときはC1、C2、D、E票に処分終了日を記入し、C1票を自らの控えとして保管するとともに、処分終了後10日以内にC2票を収集・運搬業者1に、D票を排出事業者にそれぞれ送付する。

### マニフェストが返送されない場合

排出事業者は、返送されたB2、D、E票を手元のA票と照合することにより、最終処分まで適正な処理がされたことを確認しなければなりません。しかし、マニフェストの交付日からB2、D票については90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）、E票については180日を過ぎても返送されない場合、あるいは返送されたマニフェストに必要事項が記載されていなかったり、虚偽の記載があったときは、次の措置を講じなければなりません。

ア 委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況の把握

イ 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置

ウ 次の事項を記載した措置内容等報告書（様式第4号又は様式第5号）を知事に対して提出

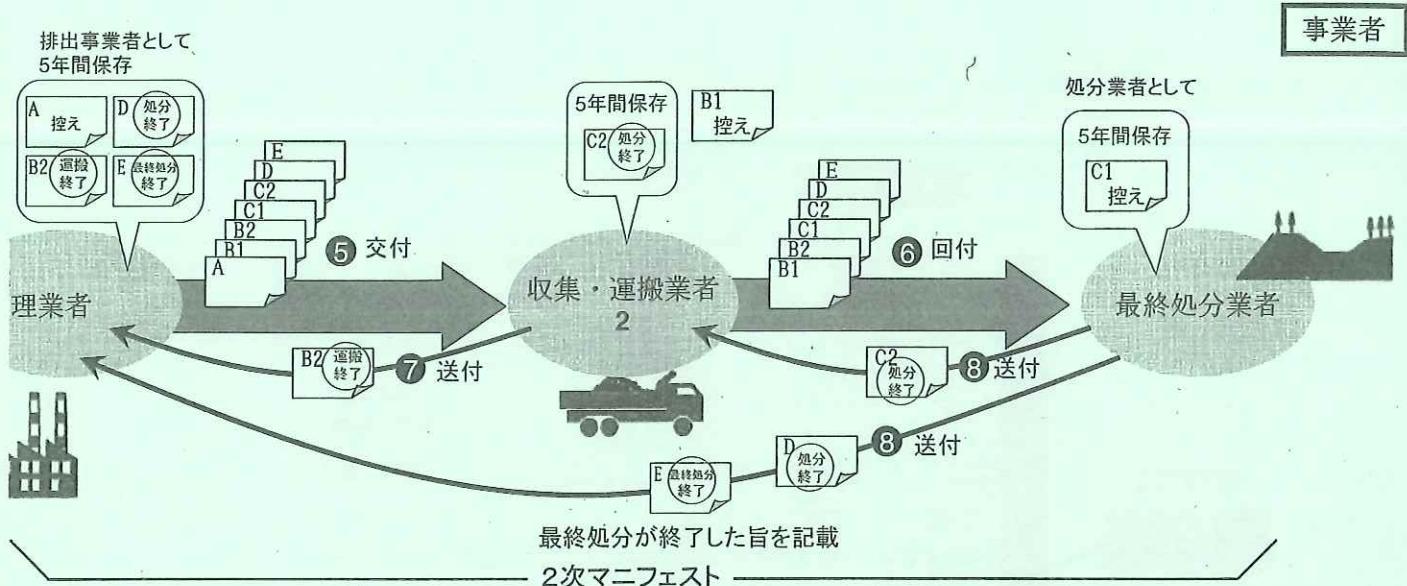
（ア）廃棄物の種類、数量

（イ）受託者の氏名又は名称及び住所

（ウ）マニフェストの交付番号及び交付年月日

（エ）把握した運搬又は処分の状況及びその把握方法

（オ）生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために行った措置



#### イ 2次マニフェストの流れ

##### ⑤ 交付 (廃棄物引渡時)

中間処理業者が処分委託者としてマニフェストを交付する（運用はア①と同じ。）。

##### ⑥ 回付 (運搬終了時)

収集・運搬業者2は、廃棄物の運搬を終了したときは、B1、B2、C1、C2、D、E票の運搬終了日欄に運搬終了日を記入し、最終処分業者に廃棄物とともに渡す。最終処分業者は、B1、B2、C1、C2、D、E票の「処分の受託」欄に受託者の氏名又は名称、処分担当者の氏名を記入・押印し、B1、B2票を収集・運搬業者2に返す。

##### ⑦ 送付 (運搬終了報告)

収集・運搬業者2は、B1票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を中間処理業者に送付する。

##### ⑧ 送付 (最終処分終了報告)

最終処分業者は、最終処分を終了したときは、C1、C2、D、E票に処分終了日を記入し、最終処分を行った場所の名称・所在地を記入してC1票を自らの控えとして保管するとともに、処分終了後10日以内にC2票を収集・運搬業者2に、D、E票を中間処理業者にそれぞれ送付する。

##### ⑨ 送付 (最終処分終了確認時)

中間処理業者は、委託したすべての廃棄物の最終処分が終了した報告（2次マニフェストのE票）を受けたときは、最終処分が適正に終了したことを確認のうえ、1次マニフェストのC1、E票に最終処分を行った場所の所在地、名称、最終処分終了日を記入するとともに、2次マニフェストのE票受領から10日以内に1次マニフェストのE票を排出事業者に送付する。

#### ウ マニフェストの保存義務 (罰)

排出事業者、収集運搬業者及び処分業者は、マニフェストの写しを送付したとき、又はマニフェストの写しの送付を受けたときは、下表のとおり当該マニフェストを保存しなければなりません。

保存にあたっては、1年ごとに整理し、送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

#### マニフェストの保存義務

事業者	マニフェスト	送付元	保存期間
排出事業者	A	運搬受託者	5年間
	B2		
	D		
	E		
運搬受託者	C2	処分受託者	5年間
処分受託者	C1		

事業者

## マニフェストの記載例

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること  
※出典：公益社団法人全国産業廃棄物連合会作成『平成25年版マニフェストシステムがよくわかる本』

23~24 頁 (建設系廃棄物の場合 (一次・直行用マニフェスト見本))

#### (4) 電子マニフェスト

事務の簡素化のために電子マニフェスト制度が設けられています。電子マニフェストには以下のような利点があります。

加入申込は、JWNETウェブページ (<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>) のWEBフォームからお申込みください。

- ・処理情報を即時に確認、把握可能
  - ・報告確認期限の通知
  - ・産業廃棄物管理票の保存が不要
  - ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書が不要

なお、一部の事業者においては、平成32年4月から電子マニフェストの使用が義務化されることとなっています（31頁参照）。

#### (5) マニフェストに関する問い合わせ先

マニフェストに関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

[紙マニフェストの問い合わせ先] 一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

〒460-0022 名古屋市中区金山2-10-9 第8フクマルビル5F  
電話 052-332-0346

URL <http://wwwaisankyou.com>

[電子マニフェストの問い合わせ先] 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター・情報処理センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麻布スクエア7F

電話 0800-800-9023（サポートセンター・通話料無料）

URL <https://www.jw.net.or.jp>

1 77 5 31

### 3 事業者が備え付けるべき帳簿(罰)

産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者、発生事業場外において自ら産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者及び特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、その廃棄物の処理について、次の表の事項を記載した帳簿を備え、1年ごとにまとめ、その後5年間事業場ごとに保存しなければなりません(他人に処理を委託した場合を除く。)。

処理区分	記載事項
運搬	① 産業廃棄物が発生した事業場の名称及び所在地 ② 運搬年月日 ③ 運搬方法、運搬先ごとの運搬量 ④ 積替え、保管を行う場合はその場所ごとの搬出量
処分	① 処分を行った事業場の名称及び所在地 ② 処分年月日 ③ 処分方法、方法ごとの処分量 ④ 処分(埋立処分、海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

### 産業廃棄物収集運搬車両への表示と書面の備付け義務

産業廃棄物の収集又は運搬車は、車体の外側に産業廃棄物の収集・運搬の用に供する車であることなどを表示し、かつ、その車に環境省令で定める書面を備え付けなければなりません。

#### 1 収集運搬車両の表示方法

<許可業者の場合>

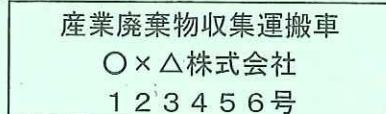
項目	大きさ(注)
1 産業廃棄物の収集・運搬の用に供する運搬車であること	J I S Z8305 の 140 ポイント以上
2 許可業者の氏名又は名称	J I S Z8305 の 90 ポイント以上
3 統一許可番号(下6桁)	J I S Z8305 の 90 ポイント以上

<自己運搬の場合>

項目	大きさ(注)
1 産業廃棄物の収集・運搬の用に供する運搬車であること	J I S Z8305 の 140 ポイント以上
2 事業者の氏名又は名称	J I S Z8305 の 90 ポイント以上

(注) 140 ポイント以上=49.196mm 以上 90 ポイント以上=31.626mm 以上

#### 収集運搬車両の表示例(許可業者)



#### 2 収集運搬車両に備え付ける書面

<許可業者の場合>

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ② 産業廃棄物管理票(マニフェスト)(電子マニフェスト加入証の写し及び産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又は電子情報)

<自己運搬の場合>

氏名又は名称及び住所、運搬する産業廃棄物の種類及び量、産業廃棄物の積載日並びに積載した事業所の名称・所在地・連絡先等を記載した書面

◇ これらの規制は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号))に基づき特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する者及び自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号))に基づき使用済自動車を収集運搬する者には適用されません。

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和〇〇年度）

豊田市長殿

許可番号の下6桁を記入してください。

令和〇〇年△△月□□日

'石綿含有産業廃棄物"や"水銀使用製品産業廃棄物"等が含まれている場合は、その旨を記入してください。

報告者 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 豊田市〇〇町△△  
氏名 株式会社A社  
代表取締役  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ××-××-×××

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき、令和〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇産業〇〇工場					業種	輸送用機器製造業		
事業場の所在地	〇〇市△△町××					電話番号	△△-△△-△△△△		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	250	20	××××××	株式会社B社	豊田市△△町×	××××××	株式会社C社	豊田市□□町△
2				××××××	株式会社D社	名古屋市〇区△△町×			
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	300	10	××××××	株式会社E社	三重県□□市〇〇町△	××××××	株式会社F社	豊田市××町○
4	混合物(金属くず、汚泥) (水銀使用製品産業廃棄物)	1	3	××××××	株式会社G社	岐阜県××市〇〇町△	××××××	株式会社G社	

## 備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が複数期間あり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。積替えをし、運搬業者が変わった場合は、処分場所の住所が運搬先の住所と同じである場合は、記入する必要はありません。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。2行に分けて記入してください。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれるを記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るもの
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者について「産業廃棄物の種類」には、法律で定められている種類を記入してください。×ビニール  
(混合物は、主たる物に案分して、集計し記入してください。) 案分できないものは、具体的な名称と廃棄物の種類を記入してください

●様式のダウンロード  
豊田市のホームページのトップから、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」でサイト内検索か、「1021751」で広報とよたHP番号検索